大 洲 民 報 | 2017年7月9日 | 日本共産党 大洲市委員会 | 23-3271 39-2915

大洲市６月定例議会

～日本共産党　梅木かづこ の 議会報告　その５～

非正規職員の退職金などについて

＜梅木市議の質問＞

内閣府によると、非正規の男性の既婚率、20代で4.1%、30代で5.6%、年収300万円未満の20代男性既婚率8.7%、30代9.3%となっています。今や36.8%が非正規です。こうした状況は少子化の要因であります。正規職員を増やすこととあわせ、一時金のアップを含め検討するおつもりはないですか。今後、正規職員の比率を高める予定はないですか。

＜答弁＞　非正規職員の賃金水準については、県内各市の状況を参考に、民間企業等の同一職種とのバランスや、正規職員の給与とのバランスなど、さまざまな要因を考慮しながら毎年検討を行っている。

今年度においても、正規職員の人事院勧告によるベースアップを上回る改定を行い、正規、非正規職員の賃金格差の縮小に配慮したところであり、今後も引き続き適正な処遇に努めてまいりたい。

また、正規職員を増やすことについては、これまでも地方分権の進展や権限移譲の動向を見ながら事務改善の推進や民間活力の導入、政策課題の状況などさまざまな要因を踏まえ、業務量と職員数を検討しながら人員確保を行っている。今後とも変化していく多様な行政課題に対して的確に対応ができるよう必要な職員数を精査し、削減のみだけではなくて、増員も含め柔軟に対応してまいりたい。

非正規職員の方々に退職金を支給すべき立場からお聞きします。答弁では、「県内全市で支給していない、動向を見て慎重に検討していく」ということでした。国家公務員の退職金は臨時的任用を受け、職員は１年以内にその期間が終了するため、契約が終了するたびに退職手当が支給されます。

昨年12月27日、総務省の有識者研究会は、今年４月時点で全国64万5,000人、自治体非正規職員の待遇改善に関する報告書を総務省に提出。半年以上勤務する一般職非常勤に期末手当の支給を検討することを明記しました。非正規職員の退職金の必要性を認めたものです。

そして、愛媛県市町村総合事務組合の条例に退職金の適用がされる条件があります。第２条の２項に職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12カ月を超えるに至った者です。その超えるに至った日以後、引き続き当該勤務時間より勤務することとされている者は職員としてみなし、この条例の適用をするとあります。これに該当する職員は何人いますか。

＜答弁＞　非正規職員の退職金については、当市において12カ月を超えるに至った日以降引き続き勤務することに該当する職員は、任用期間をあらかじめ11ヶ月と定めて運用しており、12月を超える職員はいない状況である。また、愛媛県の市町総合事務組合に県内各市、大洲市も含めて入っているが、その中の退職手当条例の適用がない。

他の愛媛県の各自治体がどうであれ、今働いている人たちは大洲市民であり、市民の皆さんとしてさまざまな分野で支えてくださっています。そういった中で退職金は必要ないといわれる根拠をお示し下さい。

＜答弁＞　県の市町総合事務組合の退職手当組合に県内の各市が加入をしており、その条例の適用を受けて、運用をされている。その中で退職手当の支給というのは全市ないということである。

都議選の結果について

今回の都議会議員選挙で、日本共産党は現有17議席を確保し、さらに二つの議席を上積みし、19議席を獲得することができました。党として支持した生活者ネットの山内れい子さんも当選しました。

総選挙に向けて、野党と市民の共闘を大いに発展させるとともに、日本共産党の躍進のための取り組みを大いにすすめていきます。臨時国会の速やかな召集を強く求め、一連の疑惑の徹底究明をはじめ、安倍政権の政治姿勢について徹底的に追及していきます。

■都議選の党派別当選者数

	計	候補者数	改選時	前回当選
共産党	19	37	17	17
自民党	23	60	57	59
公明党	23	23	22	23
民進党	5	23	7	15
都民ファ	49	50	6	—
ネット	1	4	3	3
維新	1	4	1	2
社民党	0	1	0	0
その他	0	17	0	7
無所属	6	40	13	1
計	127	259	126	127

その他は諸派。改選時欠員１。都民ファには選挙後の追加公認分は含まない